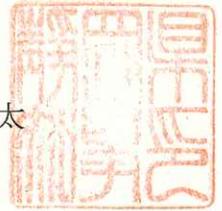


環 生 第 67 号
令和 3 年 6 月 2 日

静岡県環境審議会
会長 千賀 康宏 様

静岡県知事 川勝 平太



河川における環境基準の水域類型の見直しについて（諮問）

水質汚濁防止法第 21 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 伊東大川下流水域ほか 12 水域における環境基準の水域類型の見直し
- 2 「環境基準の水域類型の見直しに係る基本方針」による水域類型の見直しの今後のあり方

担 当 暮らし・環境部環境局
生活環境課大気水質班
電 話 054-221-2253

1 諮問理由

水域類型の見直しについては、平成 19 年度に県環境審議会からの答申に基づき策定した「河川における環境基準の水域類型の見直しに係る基本方針」（以下「基本方針」という。）により実施しているところであるが、令和元年度までに連続して 5 年以上、上位の類型の環境基準を達成している水域があることから類型指定の見直しを実施したい。

また、「基本方針」による見直しについては 10 年以上が経過したところであり、これまでの状況を踏まえ、今後の水域類型の見直しのあり方について意見をうかがう。

2 諮問内容

- (1) 上位類型の環境基準を継続して達成している 13 水域について上位類型への見直しを諮問する。
- (2) 「環境基準の水域類型の見直しに係る基本方針」による水域類型の見直しの今後のあり方について意見をうかがう

3 諮問内容詳細

(1) 水域類型の見直し

13 水域において、BOD75%値が5年以上継続的に上位類型の基準値を満たしている。また、対象河川が流れる市町も、上位類型の当てはめに同意している。

ア 伊東大川下流水域

伊東大川は、伊東市の中心部を貫流して相模灘に注ぐ二級河川である。八代田橋から上流の伊東大川上流水域を「河川A」、八代田橋から下流の水域を「河川B」に区分している。下流水域を見直し、類型を「河川A」とする。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点	⇒	類型
八代田橋から下流の伊東大川本流	河川B	直ちに達成	H12.4.1 見直し	●渚橋	⇒	河川A

●は環境基準点

イ 狩野川下流水域

狩野川は、伊豆半島中央部の天城山系を源とし、田方平野で蛇行しながら来光川、大場川、黄瀬川等が合流し、下流部は沼津の市街地を抜けて駿河湾に注ぎ込む一級河川である。瑞祥橋から上流の狩野川上流水域を「河川AA」、瑞祥橋から神島橋までの中流水域を「河川AA」、神島橋から下流の水域を「河川A」に区分している。下流水域を見直し、類型を「河川AA」とする。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点	⇒	類型
神島橋より下流	河川A	直ちに達成	H21.4.1 見直し	千歳橋 ●徳倉橋 ●黒瀬橋	⇒	河川AA

●は環境基準点

ウ 大場川下流水域

大場川は、箱根三国山稜を源とし、三島市、裾野市の山間部を流れ、長泉町、函南町及び三島市内を貫流する一級河川である。出逢橋から上流の水域を「河川A」、出逢橋から下流の水域を「河川B」に区分している。下流水域を見直し、類型を「河川A」とする。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点	⇒	類型
出逢橋から下流の大場川本流	河川B	直ちに達成	H15.5.1 見直し	月見橋 ●塚本橋	⇒	河川A

●は環境基準点

エ 来光川下流水域

函南町軽井沢を源とし、狩野川へ合流する一級河川である。大土肥橋より上流を「河川A」、下流を「河川A」に区分している。下流水域を見直し「河川AA」とする。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点	⇒	類型
大土肥橋から下流の来光川本流	河川A	直ちに達成	H21.4.1 見直し	●蛇ヶ橋	⇒	河川AA

●は環境基準点

オ 瀬戸川上流水域

瀬戸川は、藤枝市北部の高根山を源とし、焼津市において最大支川の朝比奈川と合流して、焼津漁港の北側で駿河湾に注ぐ二級河川である。勝草橋から上流を「河川A」、下流を「河川B」に区分している。上流水域を見直し「河川AA」とする。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点	⇒	類型
勝草橋から上流の瀬戸川本流	河川A	直ちに達成	S49.1.1	●勝草橋	⇒	河川AA

●は環境基準点

カ 朝比奈川上流水域

朝比奈川は、静岡市葵区小布杉を源とし、焼津市において瀬戸川と合流する二級河川である。新横内橋から上流を「河川A」、下流を「河川B」に区分している。上流水域を見直し、「河川AA」とする。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点	⇒	類型
新横内橋から上流の朝比奈川本流	河川A	直ちに達成	S49.1.1	●新横内橋	⇒	河川AA

●は環境基準点

キ 菊川下流水域

菊川は掛川市粟ヶ岳を源とし、遠州灘に注ぐ一級河川である。高田橋から上流を「河川A」、下流を「河川B」に区分している。下流水域を見直し、「河川A」とする。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点	⇒	類型
高田橋から下流の菊川本流	河川B	直ちに達成	H17.5.1 見直し	●国安橋	⇒	河川A

●は環境基準点

ク 湯日川水域

湯日川は、島田市湯日を源とし、島田市及び吉田町の市街地を貫流する二級河川である。「河川B」を「河川A」に見直す。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点	⇒	類型
湯日川本流	河川B	直ちに達成	H4.4.1 見直し	●岩留橋	⇒	河川A

●は環境基準点

ケ 勝間田川水域

勝間田川は、牧之原台地を源とし、牧之原市を貫流し、駿河湾に注ぐ二級河川である。「河川B」を「河川A」に見直す。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点	⇒	類型
勝間田川本流	河川B	直ちに達成	H6. 4. 1	●港橋	⇒	河川A

●は環境基準点

コ 太田川上流水域

太田川は、周智郡森町大日山を源とし、森町、磐田市、袋井市域を貫流し遠州灘に注ぐ二級河川である。原谷川合流点から上流水域を「河川A」に区分している。上流水域を「河川AA」に見直す。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点	⇒	類型
原谷川合流点から上流の太田川本流	河川A	直ちに達成	S49. 1. 1	●二瀬(西)橋	⇒	河川AA

●は環境基準点

サ 太田川下流水域

太田川は、周智郡森町大日山を源とし、森町、磐田市、袋井市域を貫流し遠州灘に注ぐ二級河川である。原谷川合流点から下流水域を「河川B」に区分している。下流水域を「河川A」に見直す。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点	⇒	類型
原谷川合流点から下流の太田川本流	河川B	直ちに達成	S49. 1. 1	●豊浜橋	⇒	河川A

●は環境基準点

シ 敷地川水域

敷地川は、磐田市虫生の本宮山を源とし、磐田市と袋井市を貫流し太田川に合流する二級河川である。「河川B」を「河川A」に見直す。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点	⇒	類型
敷地川本流	河川B	直ちに達成	H3. 4. 1	●向笠2号橋	⇒	河川A

●は環境基準点

ス 逆川上流水域

逆川は掛川市東山を源とし、太田川の支流である原野谷川に合流する二級河川である。鞍下橋から上流水域を「河川A」、下流水域を「河川C」に区分している。上流水域を「河川AA」に見直す。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点		類型
鞍下橋から上流の逆川本流	河川A	直ちに達成	H4. 4. 1	●鞍下橋	⇒	河川AA

●は環境基準点

(2) 基本方針の取扱いについて

平成19年に環境審議会の答申を受け策定した「河川における環境基準の水質類型の見直しに係る基本方針」に基づき、A・B類型の水域について上位類型への見直しを実施してきた。

策定から10年以上が経過したところであり、これまでの見直し状況を踏まえ、今後の見直し方針について検討する。

4 水域類型の見直し及び基本方針

(1) 審議会での審議

静岡県環境審議会（第1回）へ諮問（6月4日）

水質部会での審議（8、10月）

静岡県環境審議会（第3回）からの答申（11月）

(2) 河川管理者との協議

水域類型の見直しの答申内容について河川管理者と協議（12月）

(3) 県公報による告示

水域類型の見直し結果について告示（令和4年4月1日）